印 章 彫 刻 技 能 検 定 試 験 の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和２年３月

厚生労働省人材開発統括官

目　　次

１．１級印章彫刻技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
制定　昭和 45 年度　　改正　平成 25 年度（見直し）
改正　令和元年度（ゴム印彫刻作業の廃止）

２．２級印章彫刻技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ
同　　上

『「印章彫刻」（見直し）職業能力開発専門調査員会（平成 25 年度）』

氏　名	所　属	氏　名	所　属
青山尚文	青山印房	田中義則	田中印房
田淵真司	京や印房	古屋誠三	古屋印房
前田昭男	前田印房		

1　１級印章彫刻技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

印章彫刻の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表１の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表１の右欄のとおりである。

表１

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学　科　試　験	
1　印章一般	
印章の意義	印章の意義及び重要性について、詳細な知識を有すること。
印章の歴史	1　印章の起源について、一般的な知識を有すること。 2　日本の印章の歴史について、一般的な知識を有すること。
印章の種類及び用途	1　実印、銀行印、認印、訂正印、角印(官公印、社印及び蔵書印)、割印、役職印及び落款印の用途について、一般的な知識を有すること。 2　手形印、小切手印、住所印、日付印等のゴム印及び浸透印の種類と用途について、一般的な知識を有すること。 3　鋳造等ゴム印について、一般的な知識を有すること。
印章に関する法令	印章に関する法令について、一般的な知識を有すること。
2　印章彫刻法一般	
印稿及び判下揮ごう	1　印稿及び判下の書体について、詳細な知識を有すること。 2　筆、墨等の印稿及び判下の作業用具及び材料について、一般的な知識を有すること。
彫刻法の種類及び特徴	彫刻法の種類及び特徴について、詳細な知識を有すること。
3　印章文字	
文字の歴史	1　文字の起源及び変遷について、一般的な知識を有すること。 2　六書について、一般的な知識を有すること。
印章文字の書体	次に掲げる印章文字の書体について、詳細な知識を有すること。 (1) 篆　書　(2) 隷　書　(3) 楷　書 (4) 行　書　(5) 草　書　(6) 古印体 (7) 明朝体　(8) ゴシック体　(9) その他
4　材料	
印材の種類、特徴、鑑別法及び用途	次に掲げる印材の種類、特徴、鑑別法及び用途について、詳細な知識を有すること。 (1) 象　牙　(2) 牛角　(3) 柘(つげ)

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	(4) 合成印材　(5) 石印材　(6) ゴム板 (7) その他
印章附属品の種類及び用途	次に掲げる印章附属品の種類及び用途について、一般的な知識を有すること。 (1) 印　肉　(2) スタンプ台　(3) 印章ケース (4) その他
5　安全衛生	
安全衛生に関する詳細な知識	1　印章彫刻作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について、詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 印章彫刻作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓(とん)及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他印章彫刻作業に関する安全又は衛生のために必要な事項 2　労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)関係法令のうち印章彫刻に関する部分について､詳細な知識を有すること。
6　木口彫刻法	
木口彫刻用具の種類及び用途	木口彫刻用具の種類、用途及び各部の名称について、詳細な知識を有すること。
字入れの方法	次に掲げる字入れ作業について、詳細な知識を有すること。 (1) 印稿の書き方　(2) 配字の方法 (3) 転写の方法　(4) 文字と枠との対比 (5) 文字数と行数の字割りの方法　(6) 廻文の字割りの方法
木口彫刻の方法	次に掲げる木口彫刻の作業について、詳細な知識を有すること。 (1) 印面調整の方法　(2) 印刀の刃付け方法 (3) 荒彫り作業の方法　(4) 仕上げ作業の方法 (5) 印影の撮り方及び印矩(く)と印褥(じょく)の使用方法
実　技　試　験 木口彫刻作業 字入れ	字入れができること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
木口彫刻 判下作業	木口彫刻に関し、次に掲げる作業ができること。 (1) 印刀の刃付け　　(2) 荒彫り　　(3) 仕上げ 判下の製作ができること。

２　２級印章彫刻技能検定試験の試験科目基準及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

印章彫刻の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表２の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表２の右欄のとおりである。

表２

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学　科　試　験	
１　印章一般	
印章の意義	印章の意義及び重要性について、一般的な知識を有すること。
印章の歴史	１　印章の起源について、概略の知識を有すること。 ２　日本の印章の歴史について、概略の知識を有すること。
印章の種類及び用途	１　実印、銀行印、認印、訂正印、角印(官公印、社印及び蔵書印)、割印、役職印及び落款印の用途について、一般的な知識を有すること。 ２　手形印、小切手印、住所印、日付印等のゴム印及び浸透印の種類と用途について、一般的な知識を有すること。 ３　鋳造等ゴム印について、概略の知識を有すること。
印章に関する法令	印章に関する法令について、一般的な知識を有すること。
２　印章彫刻法一般	
印稿及び判下揮ごう	１　印稿及び判下の書体について、一般的な知識を有すること。 ２　筆、墨等の印稿及び判下の作業用具及び材料について、概略の知識を有すること。
彫刻法の種類及び特徴	彫刻法の種類及び特徴について、一般的な知識を有すること。
３　印章文字	
文字の歴史	１　文字の起源及び変遷について、概略の知識を有すること。 ２　六書について、概略の知識を有すること。
印章文字の書体	次に掲げる印章文字の書体について、一般的な知識を有すること。 (1) 篆　書　(2) 隷　書　(3) 楷　書 (4) 行　書　(5) 草　書　(6) 古印体 (7) 明朝体　(8) ゴシック体　(9) その他
４　材料	
印材の種類、特徴、鑑別法及び用途	次に掲げる印材の種類、特徴、鑑別法及び用途について、一般的な知識を有すること。 (1) 象　牙　(2) 牛角　(3) 柘(つげ) (4) 合成印材　(5) 石印材　(6) ゴム板　(7) その他

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
印章附属品の種類及び用途	次に掲げる印章附属品の種類及び用途について、一般的な知識を有すること。 (1) 印　肉　　(2) スタンプ台　　(3) 印章ケース (4) その他
5　安全衛生	
安全衛生に関する詳細な知識	1　印章彫刻作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について、詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 印章彫刻作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓(とん)及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急措置及び退避 (8) その他印章彫刻作業に関する安全又は衛生のために必要な事項 2　労働安全衛生法関係法令のうち印章彫刻に関する部分について、詳細な知識を有すること。
6　木口彫刻法	
木口彫刻用具の種類及び用途	木口彫刻用具の種類、用途及び各部の名称について、詳細な知識を有すること。
字入れの方法	次に掲げる字入れ作業について、一般的な知識を有すること。 (1) 印稿の書き方　　(2) 配字の方法 (3) 転写の方法　　(4) 文字と枠との対比 (5) 文字数と行数の字割りの方法　(6) 廻文の字割りの方法
木口彫刻の方法	次に掲げる木口彫刻の作業について、詳細な知識を有すること。 (1) 印面調整の方法　　(2) 印刀の刃付け方法 (3) 荒彫り作業の方法　　(4) 仕上げ作業の方法 (5) 印影の撮り方及び印矩(く)と印褥(じょく)の使用方法
実　技　試　験	
木口彫刻作業	
字入れ	字入れができること。
木口彫刻	木口彫刻に関し、次に掲げる作業ができること。 (1) 印刀の刃付け　　(2) 仕上げ